

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 11 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和 6 年 10 月 11 日（金）午前 9 時 00 分 開会			
		場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16 名）						
1 番	高坂 千悦	9 番	斎藤 重春	18 番	藤盛 久登	
3 番	岩澤 トシ子	11 番	小畑 美恵子	19 番	小畑 純市	
4 番	富樫 俊昌	12 番	嶋田 久美子			
5 番	伊藤 昇	14 番	渡邊 久留美			
6 番	菅原 一成	15 番	浅利 瑞穂			
7 番	小林 大樹	16 番	阿部 重信			
8 番	安部 幸美	17 番	畠山 繁司			
3. 欠席委員の氏名（ 3 名）						
2 番	渡邊 久雄	10 番	石山 元一	13 番	藤原 信雄	
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員		14 番	渡邊 久留美	15 番	浅利 瑞穂	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 19 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第 46 号	所有権移転による許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 47 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

係長

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達しております。

それでは、定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号14番 渡邊 委員、議席番号15番 浅利 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第19号まで一括して事務局から説明願います。

局長

1ページをお開きください。業務報告であります。

本会主催以外の会議の出席等はなく、総会の開催のみとなります。

2 ページをお開きください。

報告第 19 号 農用地利用集積等促進計画の認可について

次のとおり、大館市長から、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3 ページをお開きください。内訳となっております。

令和 6 年 7 月総会において、議案第 34 号の意見聴取で異議なしとして可決した案件であります。報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第 46 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

4 ページをお開き願います。

議案第 46 号 所有権移転による許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分について意見を求める。

5 ページの総括表をご覧ください。

譲受の事由は、経営拡張の 3 件で、田の 2 筆 786 m²、畑の 1 筆 340 m²、計 3 筆 1,126 m²となります。

内訳は、6 ページの No.30～32 となっております。

別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすもの

と考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 46 号 No.30～32 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 46 号 No.30～32 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 47 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

8 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 7 号）であります。

新規の設定で、契約期間 10 年が 3 件で、田の合計面積 16,283 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、

権利を設定する土地の所在につきましては、9 ページの内訳をご覧ください。

続きまして、10 ページをお開き願います。

再設定であります。契約期間 5 年が 1 件で、田の合計面積 2,494 m²であります。

こちらでも権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、11 ページの内訳となっております。

また、新規及び再設定ともに、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 47 号 新-413～新-415、再-1 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 47 号 新-413～新-415、再-1 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 47 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

12 ページとなります。当面の行事予定であります。

本会主催以外の会議等の出席予定ですが、10 月 23 日（水）秋田県農業会議第 103 回常設審議委員会と第 42 回理事会が秋田市で行われます。11 月 2 日（土）秋田県農業委員会大会が鹿角市で行われます。11 月 5 日（火）秋田

県農業委員会女性協議会地区別研修会が北秋田市で行われます。

以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

議長

ないようですので、事務局からなにかありませんか。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午前 9 時 20 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 10 月 11 日

議 長

議事録署名委員 14 番

議事録署名委員 15 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第46号 No.30		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在		大館市橋桁字橋桁・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市橋桁字橋桁・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市橋桁字橋桁・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月2日、藤盛 久登 農業委員と浅利瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第46号 No.31		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字小手ケ窪・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字中扇田・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月30日、菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第46号 No.32		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市長坂字上岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市長坂字屋敷・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市早口字上野・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月2日、高坂 千悦 農業委員と佐藤 稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない